

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
株式会社 新生銀行
代表取締役社長 当 麻 茂 樹

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

このたびの東日本大震災により被災された皆さまに心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当行第11期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付いただくか、または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記「議決権の行使等についてのご案内」をご高覧のうえ、いずれかの方法により、平成23年6月21日（火曜日）午後5時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <http://www.shinseibank.com>）に掲載させていただきます。

当日ご出席いただけない株主様が後日株主総会の状況をご覧いただけますよう、当行ウェブサイトにて第11期定時株主総会の状況を一定期間公開する予定です。なお、出席されます株主様の映像は公開いたしません。

当日は、節電への協力の一環として、会場の空調設定温度を28℃とさせていただきます、役職員一同「クールビズ」の軽装とさせていただきます。何卒ご了承くださいますようお願い申しあげます。

記

1. 日 時 平成23年6月22日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル 6階
野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第11期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 取締役6名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

「議決権の行使等についてのご案内」

- (1) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- (2) 株主総会参考書類及び計算書類等の記載事項を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類に記載すべき事項並びに計算書類、連結計算書類及び事業報告の内容とすべき事項について、招集通知を発出した日から株主総会の前日までに修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ウェブサイト (<http://www.shinseibank.com>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 書面及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットにより議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
インターネットにより複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) 電磁的方法により招集通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書面等を請求される場合の取扱い
電磁的方法により招集通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書面等を請求された場合は、書面にて交付することとします。また、その際は、後記35頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」に記載しております住友信託銀行株式会社 証券代行部までご請求ください。
- (6) 機関投資家向け議決権行使プラットフォームの取扱い
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しては、後記35頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	とう ま しげ き 当 麻 茂 樹 (昭和23年9月29日生)	昭和47年4月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行) および株式会社みずほコーポレート銀行) 入行 同行執行役員 同行常務執行役員 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員 平成14年11月 いすゞ自動車株式会社取締役副社長 平成19年6月 同社取締役 平成22年5月 当行顧問 平成22年6月 当行代表取締役社長(現任)	普通株式 36,266株
2	なか むら ゆき お 中 村 行 男 (昭和29年9月5日生)	昭和53年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行) 入行 当行審査業務部長兼ポートフォリオ・リスク統轄部長 平成19年4月 当行審査業務部長兼ポートフォリオ・リスク統轄部長兼オペレーション・リスク管理部長 平成20年6月 当行執行役法人営業統轄本部長 平成21年10月 当行常務執行役法人営業統轄本部長 平成22年6月 当行代表取締役専務執行役員リスク管理部門長(現任)	普通株式 6,040株
3	J. クリストファー フラワース (昭和32年10月27日生)	昭和54年3月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成8年10月 エンタourage ループ 取締役 平成12年3月 当行取締役(現任) 平成14年11月 J. C. フラワース 社会長(現任) 平成19年8月 クラウドグループ 取締役(現任) 平成20年9月 フラワース・ナショナル銀行会長(現任)	普通株式 91,879,634株
4	か に しげる 可 児 滋 (昭和18年9月20日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所(現 株式会社東京金融取引所) 常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役(現任) 平成18年4月 横浜商科大学教授(現任)	普通株式 15,846株

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
5	まき はら じゅん 横原 純 (昭和33年1月15日生)	昭和56年9月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成4年11月 同社パートナー 平成8年11月 同社東京支店共同支店長兼株式部門共同部門長 平成12年7月 株式会社サティーフ取締役会長(現任) 平成14年3月 株式会社グローバル・インテック取締役 平成17年3月 RHJインターナショナル取締役(現任) 平成17年6月 株式会社博報堂DYホールディングス顧問(現任) 平成18年6月 マネックスグループ株式会社取締役(現任)	普通株式 200,000株
6	たか はし ひろ ゆき 高橋 弘 幸 (昭和12年3月1日生)	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 平成8年6月 同社代表取締役常務取締役人事部長 平成9年6月 同社監査役 平成12年6月 同社顧問 平成12年10月 社団法人日本監査役協会専務理事兼事務局長 平成17年10月 同協会理事 平成18年6月 当行取締役(現任) 平成18年6月 松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)監査役(現任) 平成19年6月 協和発酵工業株式会社(現 協和発酵キリン株式会社)監査役(現任)	普通株式 15,846株

(注) 1. 現に当行の取締役である候補者の当行における担当については事業報告(21頁)に記載しております。

2. 候補者と当行との特別の利害関係について

- (1) 当行はNIBC Bank Ltd.に対して融資を行っていますが、同行の完全親会社であるNIBC Holding N.V.を間接的に支配しているNew NIB Limitedに対して、J. クリストファー フラワーズ氏が49%の議決権を保有しております。
- (2) 当行は、J. クリストファー フラワーズ氏が設立し、会長をつとめる投資助言会社であるJ. C. フラワーズ社が助言を行うJCF Associates II Ltd.及びJCF Associates III Ltd.がそれぞれ運営するJ. C. Flowers II L. P. 及びJ. C. Flowers III L. P. に対して出資を行っています。また、同社が運営する当該ファンドの一部につき、当行は同社と助言に関する取り決めを行っています。
- (3) 平成20年1月、J. C. フラワーズ社により助言を受けた4つの投資ヴィークルが、公開買付けによって当行の普通株式358,456千株を取得し、さらに当行の資本基盤増強のため117,647千株の新規発行普通株式を受けました。加えて、平成23年3月、当行が行った海外募集による新株式発行に際し、同投資ヴィークル及びJ. クリストファー フラワーズ氏は、合計で172,000千株の新規発行普通株式を取得しました。J. クリストファー フラワーズ氏は当行の取締役であり、J. C. フラワーズ社の創設者かつ経営陣でもあります。その他の取締役候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. J. クリストファー フラワーズ、可児 滋、横原 純、高橋弘幸の各氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
 - ① J. クリストファー フラワーズ氏につきましては、銀行業務、金融サービス業及び金融業務全般についての専門性と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ② 可児 滋氏につきましては、リスク管理分野における見識と銀行業務に関する幅広い知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ③ 横原 純氏につきましては、金融に関する豊富な知識、また、国内及び国外での経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ④ 高橋弘幸氏につきましては、企業監査に関する高い見識と幅広い分野に亘る業務経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (2) 社外取締役候補者が最後に選任された在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該事実発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について

当行は平成22年6月30日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び銀行法に基づき、業務改善命令を受けました。これは、平成22年3月期の当行単体決算が、経営健全化計画の単体収益目標値を大幅に下回ったことによるものです。

本命令を受けて、当行は、今後の経営戦略を明確にする業務改善計画を平成22年7月30日に金融庁宛て提出しました。これに先立つ平成22年7月21日の取締役会において、収益安定化やリスク管理、ガバナンス強化の重要性について認識を新たにした上で、業務改善計画の承認を行っております。社外取締役候補者 J. クリストファー フラワーズ、可児 滋、高橋弘幸の各氏は、この業務改善命令を受ける以前より、取締役会を通じて収益力向上等について議論を行っており、業務改善命令を受けた後も、業務改善計画の着実な実行に資する監督活動を行うとともに、当行収益基盤の更なる強化やリスク管理体制強化のために、取締役会において様々な観点から議論を行っております。

- (3) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

高橋弘幸氏が社外監査役をつとめている松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）は、警視庁発注の交通信号機工事の営業活動に関して、公正取引委員会から、平成18年3月に審判審決を受け、また、同年9月に課徴金の納付命令を受けました。同氏は同年6月に同社監査役に就任しましたが、この事実の発生後、再発防止に向けた同社の取り組み内容を確認しました。また、パナソニック株式会社は、冷蔵庫用コンプレッサー事業の独占禁止法違反行為に関して、平成22年9月に米国司法省と、同年10月にカナダ競争局との間で、それぞれ罰金を支払うことに合意しました。高橋弘幸氏は、当該違反行為が判明するまでは当該違反行為を認識しておりませんが、平素より法令遵守の視点に立ち取締役会等を通じて法令に反する業務執行が行われないよう職務を遂行し、また努めておりました。また同氏は、当該違反行為の判明後は再発防止に向けた同社の取り組み内容を確認しました。

- (4) 社外取締役候補者のうち現に当行の社外取締役である者が社外取締役に就任してからの年数について

- ① J. クリストファー フラワーズ 氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって通算10年3ヶ月であります。
- ② 可児 滋氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって7年であります。
- ③ 高橋弘幸氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって5年であります。

- (5) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要について

社外取締役候補者 J. クリストファー フラワーズ、可児 滋、高橋弘幸の各氏は、当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。上記3名の再任が承認された場合、当行は3名各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、新任社外取締役候補者の榎原 純氏は、取締役に選任された場合、上記と同内容の責任限定契約を当行と締結する予定であります。

5. 当行は、株式会社東京証券取引所に対して、可児 滋、高橋弘幸の両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役渡部 晃氏は、本定時株主総会終結時をもって辞任いたします。つきましては、監査役として新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本候補者は辞任された監査役の補欠として選任される者ではなく、その任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	かぎ いち あきら 鍵 市 昭 (昭和23年2月25日生)	昭和47年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行) 入行 平成11年11月 当行参与米州部長兼ニューヨーク支店長 平成12年3月 当行参与審査部長 平成14年4月 株式会社グリーンハウス常務取締役 平成17年11月 株式会社マザーハート常務取締役 平成20年9月 株式会社コンフォートウイング代表取締役社長 平成22年6月 当行専務執行役員チーフオブスタッフ 平成22年10月 当行専務執行役員ロボレートスタッフ部門長チーフオブスタッフ 平成23年4月 当行専務執行役員(現任)	普通株式 12,383株

(注) 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。本候補者は、当行の社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役候補者といたします（なお、平成22年6月23日開催の当行第10期定時株主総会にて補欠社外監査役として選任された保田眞紀子氏は、引き続き当行の社外監査役の補欠としての補欠監査役といたします。）。また、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	すずき さと し 鈴木 啓 史 (昭和35年8月26日生)	昭和59年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行 平成17年5月 当行ニューヨーク駐在員事務所長 平成19年10月 新生マコーリーアドバイザー株式会社出向 平成20年1月 当行プライベートエクティ部部长 平成20年4月 当行国際法人営業部部长 平成21年1月 当行監査委員会事務局部长 平成22年6月 当行監査役室長（現任）	0株

(注) 補欠監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

(提供書面)

第11期 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当連結会計年度からマネジメント・アプローチを導入した「セグメント情報等の開示に関する会計基準」および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」を適用しております。これに伴い、企業集団の主要な事業内容についても、従来の事業の種類別セグメントによる記載から、経営管理上の区分に基づく報告セグメント別の記載へ変更しております。

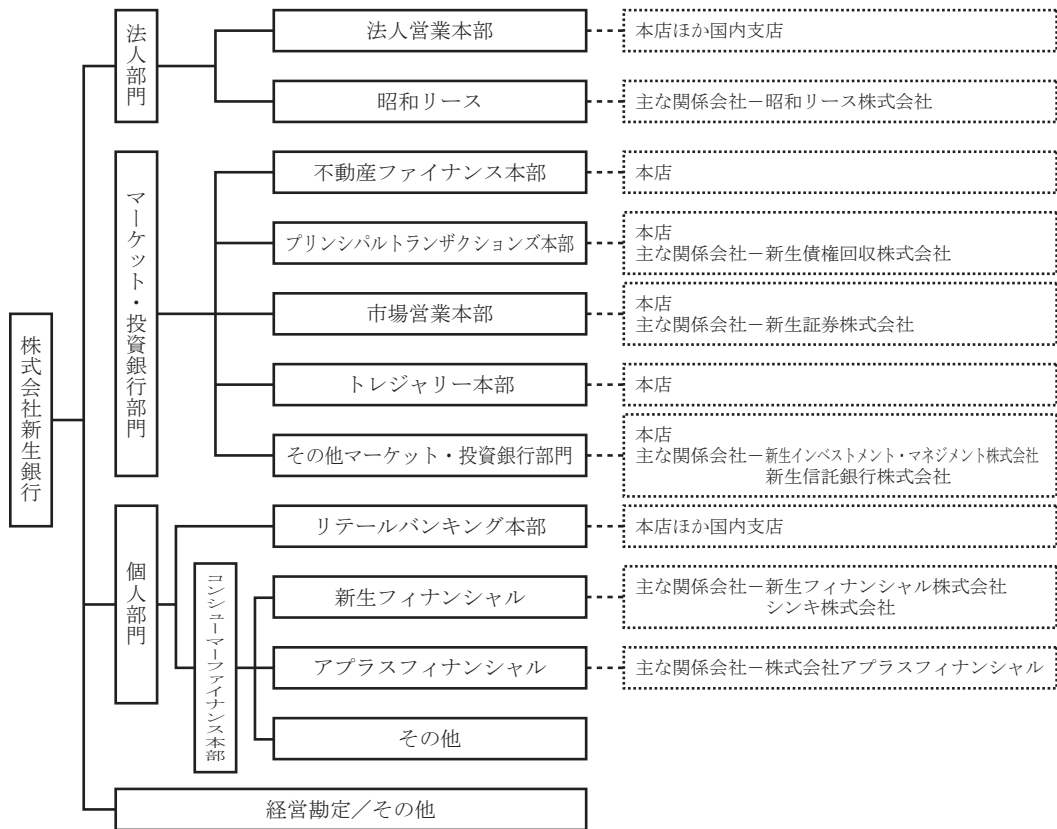
当行グループ（平成23年3月31日現在、当行、子会社205社（うち株式会社アプラスフィナンシャル、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル株式会社等の連結子会社121社、非連結子会社84社）、および関連会社17社（持分法適用会社。日盛金融控股股份有限公司等）により構成）は、『法人部門』、『マーケット・投資銀行部門』および『個人部門』を通じ、国内の法人や個人のお客さまへ幅広い金融商品・サービスを提供しています。したがって、『法人部門』、『マーケット・投資銀行部門』および『個人部門』は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、各セグメントにおける当行および関係会社の位置付け等は次のとおりとなっております。

『法人部門』の「法人営業本部」は事業法人、金融法人および公共法人向けの金融商品・サービスを、「昭和リース」はリースを中心とする金融商品・サービスを提供しております。

『マーケット・投資銀行部門』の「不動産ファイナンス本部」はノンリコースローン等の不動産金融業務および建設・不動産業を営む事業法人向けの金融商品・サービスを、「プリンシパルトランザクションズ本部」は、クレジットトレーディング、スペシャルティファイナンス（企業買収ファイナンス等）に関連する金融商品・サービスを、「市場営業本部」は、新生証券株式会社を含む、外国為替、デリバティブ、株式関連、証券化、その他のキャピタルマーケット業務を提供し、「トレジャリー本部」ではALM業務を行っております。また、「その他マーケット・投資銀行部門」はアセットバック投資、オルタナティブ投資、信託業務、ウェルスマネジメント業務、アドバイザー業務等を提供しております。

『個人部門』の「リテールバンキング本部」は個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」は消費者金融業務を、「アプラスフィナンシャル」は個別信用購入あっせん、クレジットカード、信用保証、融資および集金代行サービスを提供しております。また、『個人部門』の「その他」には、コンシューマーファイナンス本部およびその他子会社・関連会社の損益が含まれております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



(注記) 当行は、平成23年4月1日付けで、主として法人のお客さまに関する業務を中心に、成長性ある分野に対する、より戦略的かつ組織的な営業推進体制を構築し、お客さまのニーズにあった金融商品やサービスを一層的確に提供するため、従来の法人部門、マーケット・投資銀行部門の構成を、お客さまにあわせて再編成し、主に事業法人・公共法人向けファイナンス、アドバイザリービジネスを中心に行う「法人部門」と、金融市場・金融法人向けビジネスを中心に行う「金融市場部門」に再編いたしました。

【金融経済環境】

当事業年度は、上半期においてユーロ諸国のソブリン問題などで世界経済の回復基調に翳りが見られましたが、下半期には新興国経済の拡大、米国景気に対する過度な悲観論の後退などを背景に、世界経済は再び緩やかな景気回復基調を辿りました。

この間、わが国の経済においては政策効果が剥落、自律的な景気回復に乏しい展開となりました。さらには、デフレ基調から脱却できないまま、米国の追加金融緩和の影響で日米金利差が縮小、平成22年秋にかけて急速に円高が進行し、景気回復への足取りはやや弱くなりました。

このような状況の中、政府および日本銀行は平成22年9月に円売り介入を実施、さらに10月には日本銀行が包括的な金融緩和策を打ち出しました。しかし、その後も円高は継続、11月には円相場が約15年半ぶりの高値となりましたが、米国において追加金融緩和が実施されたことから、円高傾向に歯止めがかかりました。長期金利については、日本銀行による金融緩和を受けて急低下、10年物国債利回りは一時0.820%となりましたが、その後は1.3%台まで上昇しました。一方、短期金利は継続的に低下を続け、長短金利差が拡大しました。

国内景気は平成23年に入って踊り場局面を脱し、徐々に自律的な回復基調が見られていましたが、3月中旬に発生した東日本大震災が日本経済の活動に甚大な被害をもたらしており、来年度以降の日本経済に対する悪影響が避けられない状況となっています。金融市場においては、2月に一時1万800円台をつけた日経平均株価が大きく下落、円相場は対ドルで一時史上最高値の76円台となる等、日本経済の先行きや混乱の続く中東情勢への懸念などがあり、不安定な市場環境が続いています。

【企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果】

当行は、法人のお客さま向け銀行業務やリース業務を担う法人部門およびマーケット・投資銀行部門と、個人のお客さまへのリテールバンキング業務とコンシューマーファイナンス業務を担う個人部門において、グループ全体で、幅広い金融商品・サービスを、お客さまの視点に立って、より効率よく、迅速に、提供するよう努めてまいりました。

当行は、平成23年3月期から平成25年3月期までの3年間を対象期間とし、「顧客基盤の再構築」と「収益力の安定化」に注力することを基本コンセプトとした「中期経営計画」を平成22年6月に策定し、さらに、その後の経営環境の変化や新たな経営陣による業務の見直しを踏まえて、同年9月に改訂いたしました。当行は、同計画の達成に向け、法人のお客さま向け業務や個人のお客さま向け業務をはじめ、各業務を以下のとおり推進してまいりました。

(法人部門およびマーケット・投資銀行部門)

法人のお客さまの窓口となる法人部門およびお客さまのニーズに応える金融商品の開発を担うマーケット・投資銀行部門においては、各々の役割と責任の所在を明確にして、緊密な連携を図りながら、法人業務を積極的に推進してまいりました。まず、法人部門においては、事業法人、金融法人、公共法人のお客さまに対して、それぞれの顧客特性を踏まえた上で、最適なソリューションの提供に努めてまいりました。特に、当行の独自性と特色を発揮でき、かつ社会的なニーズや今後の成長性を踏まえて特定の業種・分野をターゲットとして絞り込み、その業種等において確固たる地位を構築したいと考えており、その最初の取り組みとして、まず平成22年7月には、高齢者向けのヘルスケア施設や事業者支援に向けた資金供給を推進するヘルスケアファイナンス部を設立しました。さらに9月には、企業再生ビジネスの一層の強化を目的として企業サポート部を設立し、続けて11月には、お客さまの企業再生を資本面から支援することを目的に、全額出資子会社として、新生コーポレート・サポート・ファイナンス株式会社を設立いたしました。その結果、新規開拓社数も前年度を上回り、貸出先数も増加傾向となるなど、「顧客基盤の再構築」が着実に進展しております。加えて、同部門の傘下にある昭和リース株式会社（以下「昭和リース」）においては、地銀・信金との提携を進めて顧客基盤の拡大を図るとともに、お客さまの環境経営推進を支援するファイナンスを提供する等、先進的かつ効果的な商品・サービスの充実に努めております。

次に、マーケット・投資銀行部門においては、クレジットトレーディング、不動産ファイナンス、スペシャルティファイナンス、マーケット関連業務、アドバイザー業務等のコア業務において、リスク管理には十分留意しつつ、顧客ニーズを満たす商品・サービスの提供に努めております。一方、自己勘定取引等によって過去に積み上がったノンコア業務資産については、市場動向等に留意しながら順調に削減してきており、「収益力の安定化」へ向けた進捗も多くみられる結果となりました。

さらに、当行は、中期経営計画において、地域の金融機関との提携等を通じて、法人のお客さまのアジアでの事業展開を支援する体制を強化することを掲げております。その一環として、平成22年11月には、ベトナムの最大手金融グループBaoviet Holdings（バオベトホールディングス）との間で、広範な業務分野に係る業務提携契約を締結し、またインドのYES BANK, Limited（イエスバンク）との間で、日本・インド間のクロスボーダーM&Aビジネスにおける連携強化を目的とした業務提携の覚書を締結いたしました。さらに、平成23年3月には、当行の持分法適用会社である台湾の金融持株会社、日盛金融控股股份有限公司（Jih Sun Financial Holding

Co., Ltd.) と、広範な業務協調に関する覚書を締結し、主に法人のお客さまの台湾への進出や台湾企業をパートナーとした中国本土への業務展開を支援する体制づくりを推進してまいりました。

なお、平成23年4月1日付けで、当行は、主として法人のお客さまに関する業務を中心に、成長性ある分野に対する、より戦略的かつ組織的な営業推進体制を構築し、お客さまのニーズにあった金融商品やサービスを一層的に提供するため、従来の法人部門、マーケット・投資銀行部門の構成を、お客さまにあわせて再編成し、主に事業法人・公共法人向けビジネス、アドバイザービジネスを中心に「法人部門」と、金融市場・金融法人向けビジネスを中心に「金融市場部門」に再編いたしました。

(個人部門)

銀行本体のリテールバンキング業務と子会社を通じたコンシューマーファイナンス業務を担う個人部門では、600万人以上のお客さまに対して革新的なソリューションを提供しております。

リテールバンキング業務では、預金を中心とした運用に限らず、より多様な資産運用へのお客さまのニーズにお応えするために、引き続き各種預金・投資信託・保険商品等幅広い金融商品を提供するとともに、ユニークな商品設計の「パワースマート住宅ローン」をはじめとしたローン商品の提供にも積極的に取り組んでまいりました。利便性の高いインターネットやコールセンターといったリモートチャネルを通じた商品・サービスの拡充を図ると同時に、費用効率の高い小型店舗で、専門スタッフによる資産運用相談サービスを提供する「新生コンサルティングスポット」を首都圏、関西圏を中心に増設する等、一部店舗の改廃を実施しながら、お客さまのニーズにより適切にお応えできるようチャネルの充実・拡大を図っております。

このような施策の結果、当事業年度、リテールバンキング業務の業績は順調に推移するとともに、顧客基盤も引き続き拡大いたしました。総合口座「PowerFlex」(パワーフレックス)の口座数は平成23年3月末には従来からの口座を含め257万口座を超え、個人預金残高は、円定期預金や仕組預金などの満期到来資金の2週間満期預金への振り替えなどを通じ、資金調達効率を高めつつ、同3月末現在で約4兆7,500億円と安定的に推移し、当行の安定的な資金調達基盤の確立に貢献しております。債券、投資信託、保険投資商品を含む個人預り資産残高は、同3月末現在、約5兆8,600億円と底堅く推移し、また、住宅ローンについても、手数料無料の自動繰上返済機能や貸越サービス、さらに柔軟性の高い商品設計などが評価され、「パワースマート住宅ローン」の取扱いはも堅調に推移しております。

一方、コンシューマーファイナンス業務においては、平成22年6月の改正貸金業法の完全施行により、市場の縮小が加速し営業資産の減少が続くなど、厳しい経営環境が続いており、また過払利息返還に対する手当として株式会社アプラスフィナンシャル(以下「アプラスフィナンシャル」)、シンギ株式会社(以下「シンギ」)、新生フィナンシャル株式会社(以下「新生フィナンシャル」)などコンシューマーファイナンス子会社において、平成23年3月末に利息返還損失引当金を積み増しましたが、徹底した経費管理と与信管理により、上記各社とも黒字を達成いたしました。なお、新生フィナンシャルについては、過払利息返還請求を受けるリスクのある取得資産のうち相当部分について、GEによる損失補償が付与されており、リスクは限定的となっております。

このような環境下、コンシューマーファイナンス業務については、引き続き当行グループとしての収益力・競争力の向上に向けた施策を講じてまいりました。新生フィナンシャルでは、当行の金融法人ネットワークを活用しながら、株式会社東和銀行や株式会社大東銀行と個人向け無担保ローンの保証業務提携を行い収益機会の拡大を図っております。また、アプラスフィナンシャルは平成22年10月から、ショッピングクレジット事業において当行との提携ローンや、「住宅つなぎローン」を開始するなど、銀行との連携強化に取り組んでまいりました。また、シンギに続き、同12月にはアプラスフィナンシャルを新たに新生フィナンシャルの子会社とするグループ再編を行うなど、より効率的かつ一体的な業務運営体制の構築を進めてまいりました。当行は、今後とも、コンシューマーファイナンス業務の効率性の向上、競争力の強化に、当行の強みであるITシステムも活用しながら取り組んでまいります。

(財務基盤)

平成22年9月に、資本の質の強化とTier II 資本の効率性改善を目的とし、当行が発行する既発劣後債(ユーロ建て期限付、ポンド建て永久)保有者に対して新発劣後債(ユーロ建て期限付)を対価とする交換募集を行い、結果として3億4,700万ユーロの劣後債を海外にて新たに発行いたしました。また、平成23年3月には、新たな自己資本規制(バーゼルIII)導入の方向性も踏まえつつ、早期に資本基盤を強化することで信用力を高め、さらなる顧客基盤の拡充策と収益力の安定化策や、持続的成長へ向けた取り組みを加速させることを目的とした普通株増資を行い、690,000,000株を新たに発行し総額718億円の資本調達を実施いたしました。平成23年3月末においては、既述の資本政策に取り組んだことに加え、リスク資産の削減に徹底的に取り組んできた結果、自己資本比率については9.76%、Tier I 比率は7.76%と、前年度末比改善いたしました。

(東日本大震災への対応について)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、一部店舗では停電などによる影響を受けましたが、当行業務への影響は軽微であり、仙台支店において週末の臨時営業を行ったほか、翌営業日には一部を除く全店で平常どおりの営業を再開いたしました。また、被災された方々への救援ならびに被災地の復旧にお役立ていただく

め、当行として1億円の義援金を実施（当行グループで計1億3,600万円）したほか、法人ならびに個人の被災者の方向けに復旧融資制度等を速やかに創設するなど、さまざまな施策を行ってまいりました。今後も被災地の一日も早い復興のため、金融機関として円滑な金融サービスのご提供に努めてまいります。

（業績）

以上のような事業の経過のもと、当事業年度の連結決算における経常収益は4,658億円（前事業年度比1,005億円減少）、経常費用は4,413億円（前事業年度比1,976億円減少）となり、この結果、経常利益は244億円（前事業年度は経常損失726億円）、当期純利益は426億円（前事業年度は当期純損失1,401億円）となりました。また、当行グループの当事業年度における経営管理上のセグメント利益の合計は808億円（前事業年度比760億円増加）となりました。

当事業年度は、各業務部門の業務戦略の着実な進展による収益力の底上げを図るとともに、引き続き徹底した経費削減を推進し、さらに、資本施策に伴う非経常的な利益を計上いたしました。その結果、一方で、不動産ノンリコースファイナンスやスペシャルティファイナンスに対する追加引当、コンシューマーファイナンス子会社に係る利息返還損失引当金の積み増し等、来期以降の収益安定化へ向けた対応を実施し、さらに東日本大震災関連で引当金の計上等を行ったにもかかわらず、業績は前事業年度から大幅に改善し3期ぶりに、かつ期初予想を大きく上回る水準で黒字を達成することができました。

セグメント別で見ると、法人部門においては、顧客基盤の再構築に向けた営業努力や厳正な与信管理等に注力した結果、第4四半期に昭和リースで震災関連の引当金を計上したものの、全体として前連結会計年度とほぼ同水準の利益を確保いたしました。また、マーケット・投資銀行部門においては、来期以降の収益安定化に向けて不動産ノンリコースローンやスペシャルティファイナンスでの引当金の積み増し等を行ったものの、コア業務については全体的に順調に推移したことに加えて、ノンコア業務関連資産に係る売却益を計上したことから、前連結会計年度の赤字から大幅に改善し、高い水準での黒字計上となりました。

個人部門においては、まずリテールバンキング本部では、引き続き顧客ニーズを的確に捉えた商品・サービスの提供と効率的な業務運営に努めた結果、安定的に利益を計上しております。また、コンシューマーファイナンス本部の各子会社では、改正貸金業法の完全施行等の影響による貸出資産の減少に伴い資金利益は減少した一方で与信関連費用も減少し、さらに当行グループを挙げての効率的な業務運営を引き続き推進した結果、第4四半期に震災関連で引当金を計上したものの、全体として業績は順調に推移いたしました。

なお、経営勘定/その他には、既述の当行劣後債や当行子会社発行の優先出資証券に係る消却益が含まれております。

セグメント別の業績は以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	平成22年度(当期)						
	法人部門		マーケット・投資銀行部門				
	法人営業本部	昭和リース	不動産ファイナンス本部	プリンパルトランザクションズ本部	市場営業本部	トレジャリー本部	その他マーケット・投資銀行部門
業務粗利益	13,339	15,330	14,109	20,469	14,223	14,116	13,964
資金利益	10,579	△3,180	16,219	4,680	2,609	4,088	7,596
非資金利益	2,759	18,510	△2,109	15,789	11,614	10,027	6,368
経費	9,000	8,042	3,643	4,528	6,899	846	6,103
与信関連費用 (△は益)	△944	3,461	19,090	19,267	1,544	—	△3,092
セグメント利益 (△は損)	5,283	3,826	△8,624	△3,326	5,779	13,270	10,954

	個人部門				経営勘定/その他	合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部				
		新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他		
業務粗利益	43,326	69,695	50,870	△6,719	29,429	292,156
資金利益	33,821	75,899	14,489	△6,878	△3,262	156,662
非資金利益	9,504	△6,203	36,381	158	32,692	135,493
経費	33,183	38,076	32,811	441	△717	142,859
与信関連費用 (△は益)	2,574	11,423	13,814	830	426	68,397
セグメント利益 (△は損)	7,567	20,195	4,244	△7,991	29,720	80,899

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

【企業集団が対処すべき課題】

当行グループは、当事業年度においては、平成23年3月期から平成25年3月期までの3年間を対象期間とし、「顧客基盤の再構築」と「収益力の安定化」に注力することを基本コンセプトとした「中期経営計画」を平成22年6月に策定し、さらに、その後の経営環境の変化や新たな経営陣による業務の見直しを踏まえて、同年9月に改訂した同計画に沿って、営業基盤の再構築と、財務基盤の強化に取り組んでまいりました。今後とも、収益力の回復に向け、以下のとおり各種戦略施策、体制の強化に取り組んでまいります。

1. お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による当行グループ全体の長期的・安定的な収益の計上
当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、最新のITを活用した柔軟性の高いシステム基盤を活用し、付加価値の高い商品・サービスをスピーディーにご提供するとともに、グループ全体で徹底した合理化に取り組むことで、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。

(法人業務)

法人業務については、従来からのお客さまのニーズの中心である貸出などに取り組む法人向け営業、適切なリスク・リターン水準を確保しながら取り組む不動産ファイナンス、お客さまとの取引を中心としたキャピタルマーケット、金融環境の変化を捉えながら取り組むクレジットトレーディング、付加価値の高い案件を中心とした企業買収ファイナンスなどのスペシャルティファイナンス、企業の合併・買収などの仲介をするアドバイザリーなど、対顧客業務と、当行が強みを持ち、差別化可能な業務をコア業務として積極的に展開してまいります。同時に、自己勘定による投融資などをノンコア業務資産として圧縮し、収益力の回復に取り組んでまいります。事業法人向け貸出については、中堅企業に加え中小企業との取引も推進し、顧客基盤拡大を図ります。また、当行の業務運営姿勢を受動型から能動型に転換し、ヘルスケアファイナンスをはじめとした福祉や環境といった分野をはじめ、新産業創生支援業務を含め、社会の永続的發展に寄与する分野に焦点を絞り、取り組みを強化してまいります。また、公共法人との取引拡大や、地域金融機関との連携といった金融法人取引の分野もより一層の充実を図り、付加価値の高い金融商品・サービスの提供に積極的に取り組んでまいります。

(個人業務)

リテールバンキング業務においては、お客さまのライフステージにあわせた資産運用商品・ローン商品の提供力の強化になお一層取り組むと同時に、個人のお客さまの金融取引や商品に係わるニーズに対し、あらゆるチャネルを通じて適切に対応できる提案力を強化してまいります。また、法規制の変更、市場の縮小、業界再編等、厳しい事業環境にあるコンシューマーファイナンス業務については、グループ子会社間の経営資源の有効活用やITを最大限に活用した経費構造の見直しと適切な与信費用管理に加え、リテールバンキング、子会社間の垣根を越えた、個人向け金融サービスのシームレスな展開と幅広い商品・サービスの提供により、リテールバンキングとともに真に信頼される個人向け総合金融サービスの確立へ向けて着実に施策を実行してまいります。

2. リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、グループ会社を含めた、「パーゼルⅡ」（銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は基礎的内部格付手法を採用）のスムーズな運用とリスク管理の高度化およびリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。また、新たな自己資本規制（パーゼルⅢ）導入の方向性も踏まえつつ、必要な体制準備や施策に取り組んでまいります。

当行は、平成22年6月23日にコーポレート・ガバナンス体制を変更し、委員会設置会社から監査役会設置会社に移行いたしました。委員会設置会社においては、通常の業務執行の任は執行役が担い、取締役の主な責務は業務執行の監督にありましたが、監査役会設置会社への移行により、①経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、②業務執行および取締役会から独立した監査役および監査役会に監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くガバナンス体制を確立してまいります。また、当行では、従来同様日常の業務執行の機動性を確保するため、執行役員制度を導入いたしました。取締役社長をはじめとする業務執行取締役による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員および各業務部門の部門長がそれぞれ管掌する業務を効率的に遂行する経営体制の実現を図ってまいります。

当行グループは、平成21年3月期末から適用の「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」（いわゆる「J-SOX」）への対応体制を確立し、内部統制システムの運用強化とともに、金融商品取引法の規定に沿い、お客さま保護を念頭においたコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に引き続き努めてまいります。加えて上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

3. 経営健全化計画の達成

当行は、前事業年度においては、国内不動産ポートフォリオをはじめリスク資産の処理を積極的に行ったことによる損失処理により、単体当期純損失が経営健全化計画の目標数値を大幅に下回る結果となったことから、平成22年6月に金融庁から業務改善命令を受け、平成22年10月に、経営健全化計画の修正計画を策定いたしました。この新たに策定した経営健全化計画に沿って業務運営を行った結果、当事業年度においては、単体実質業務純益546億円、単体当期純利益111億円となり、同計画の目標値を上回る結果となりました。当行といたしましては、引き続き公的資金による資本注入を受けている銀行として、経営健全化計画を達成すべく、より一層、ガバナンスの強化、各業務における収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一丸となって業務に取り組んでまいります。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(注記) 3. については、子会社等を含まない記述となっております。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成19年度 (第8期)	平成20年度 (第9期)	平成21年度 (第10期)	平成22年度 (当期)
連結経常収益	5,935	6,016	5,663	4,658
連結経常利益 (△は連結経常損失)	112	△1,633	△726	244
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	601	△1,430	△1,401	426
連結純資産額	9,652	7,674	6,349	6,111
連結総資産	115,257	119,491	113,767	102,315

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 連結当期純利益につきましては、世界的な経済環境の悪化及び金融市場の混乱等により、平成20年度より2期連続の純損失計上を余儀なくされましたが、当期は、貸倒引当金繰入等の与信関連費用の減少並びに営業経費の削減等の結果、426億円の純利益となっております。

ロ、当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成19年度 (第8期)	平成20年度 (第9期)	平成21年度 (第10期)	平成22年度 (当期)
預 金	58,651	68,974	68,244	57,393
定期性預金	35,329	44,517	44,275	36,081
その他	23,321	24,457	23,969	21,311
債券発行高	6,631	6,767	4,875	3,525
利付債券	6,631	6,767	4,875	3,525
割引債券	—	—	—	—
社債	5,199	4,024	3,425	2,222
貸出金	53,563	51,680	47,328	39,732
個人向け	8,173	8,683	8,907	9,211
中小企業向け	21,358	20,325	19,091	14,549
その他	24,031	22,671	19,329	15,971
特定取引資産 (トレーディング資産)	2,751	3,260	2,110	1,828
特定取引負債 (トレーディング負債)	2,037	3,160	1,766	1,443
有価証券	23,003	26,260	36,745	37,017
国債	6,453	12,042	23,615	24,625
その他	16,549	14,217	13,129	12,392
総資産	95,486	107,134	104,885	92,580
純資産額	7,327	5,648	5,559	6,187
内国為替取扱高	405,859	320,737	306,443	279,869
外国為替取扱高	百万ドル 11,417	百万ドル 11,090	百万ドル 7,421	百万ドル 9,524
経常利益 (△は経常損失)	百万円 32,528	百万円 △164,860	百万円 △44,205	百万円 7,968
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円 53,203	百万円 △157,048	百万円 △47,644	百万円 11,170
1株当たりの当期純利益 (△は1株当たりの当期純損失)	円 銭 34 46	円 銭 △79 96	円 銭 △24 26	円 銭 5 59

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「預金」及び内訳の「その他」には譲渡性預金が含まれております。
3. 債券発行高の減少は、法人向け募集債の発行減少によるものです。
4. 社債の減少は、劣後社債の買入消却によるものです。
5. 貸出金の減少は、法人向け貸出の減少によるものです。
6. 特定取引資産の減少は、金融派生商品などが減少したことによるものです。
7. 特定取引負債の減少は、金融派生商品などが減少したことによるものです。
8. 有価証券の増加は、国債の増加によるものです。
9. 当期純利益につきましては、世界的な経済環境の悪化及び金融市場の混乱を受け、平成20年度から2期連続の純損失の計上を余儀なくされましたが、当期は貸倒引当金繰入等の与信関連費用の減少ならびに営業経費の削減の結果、当期純利益111億円となっております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末											経営勘定 /その他	合 計
	法人部門		マ ー ケ ッ ト ・ 投 資 銀 行 部 門					個 人 部 門					
	法人営業 本 部	昭 和 リ ー ス	不動産ファイ ナンス本部	プリンシパ ル・トランザク ションズ本部	市場営業 本 部	トレジャー リ ー 部	その他マー ケット・投 資銀行部門	リテールバン キング本部	コンシューマーファイナンス本部				
								新生フィ ンシャル	アプラスフ ィンシャル	そ の 他			
使用人数	人 201	人 511	人 44	人 169	人 123	人 15	人 743	人 557	人 1,265	人 1,330	人 47	人 713	人 5,718

	前 年 度 末											経営勘定 /その他	合 計
	法人部門		マ ー ケ ッ ト ・ 投 資 銀 行 部 門					個 人 部 門					
	法人営業 本 部	昭 和 リ ー ス	不動産ファイ ナンス本部	プリンシパ ル・トランザク ションズ本部	市場営業 本 部	トレジャー リ ー 部	その他マー ケット・投 資銀行部門	リテールバン キング本部	コンシューマーファイナンス本部				
								新生フィ ンシャル	アプラスフ ィンシャル	そ の 他			
使用人数	人 204	人 523	人 58	人 180	人 138	人 12	人 779	人 573	人 1,463	人 1,360	人 51	人 775	人 6,116

(注) 使用人数には、海外の現地採用者を含んでおります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 当行

① 当行の営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
北海道・東北地区	2	(-)	2	(-)
関東地区 (うち東京都内)	25	(7)	24	(5)
	(15)	(2)	(16)	(2)
中部地区	2	(-)	2	(-)
近畿地区	11	(6)	9	(4)
中国・四国・九州地区	3	(-)	3	(-)
国内計	43	(13)	40	(9)
海外	-	(-)	-	(-)
合 計	43	(13)	40	(9)

(注) 当年度末において店舗外現金自動設備を138か所設置しております。

② 当行の当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
芦 屋 出 張 所	兵庫県芦屋市大原町9-1 ラポルテ東館2階
高 槻 出 張 所	大阪府高槻市高槻町1-3-25
千 葉 出 張 所	千葉県千葉市中央区新町1-17
川 崎 出 張 所	神奈川県川崎市川崎区駅前本町1-1-1

③ 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

ロ、子会社
① 法人部門

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
昭和リース株式会社	本店	東京都江東区東雲 1 - 7 - 1 2

② マーケット・投資銀行部門

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
新生証券株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町 2 - 4 - 3
新生信託銀行株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町 2 - 4 - 3
新生インベストメント・マネジメント株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町 2 - 4 - 3
新生債権回収株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町 2 - 4 - 3

③ 個人部門

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
新生フィナンシャル株式会社	本店	東京都千代田区鍛冶町 1 - 7 - 7
シンキ株式会社	本店	東京都豊島区東池袋 3 - 1 - 1
株式会社アプラスフィナンシャル	東京本部	東京都新宿区新小川町 4 - 1

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ、設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額	
当行(注)	7,157	
子会社	法人部門	515
	マーケット・投資銀行部門	629
	個人部門	6,749
	その他	14
合計	15,066	

(注) 当行単体ベースで、各事業セグメントにおいて実施した設備投資額を合計して記載しております。

ロ、重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	前期末帳簿価額
当行新本店の設立(注)	4,893

(注) 1. 当行本店として、当行の業務全般を統轄・推進しております。
2. 本店移転に伴い、旧本店の設備について1,023百万円を除却しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金(百万円)	当行が有する子会社等の議決権比率(%)	その他
株式会社アプラスフィナンシャル	大阪府大阪市	信販業務	昭和31年 10月6日	15,000	95.06 (91.50)	—
昭和リース株式会社	東京都江東区	リース業務	昭和44年 4月2日	29,360	97.02	—
シンキ株式会社	東京都豊島区	金融業務	昭和29年 12月1日	24,119	100.00 (100.00)	—
新生フィナンシャル株式会社	東京都千代田区	金融業務	平成3年 6月3日	91,518	100.00	—
新生信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務	平成8年 11月27日	5,000	100.00	—
新生証券株式会社	東京都中央区	証券業務	平成9年 8月11日	8,750	100.00	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行議決権比率の()内は、間接所有分(内数)であります。

3. 上記の重要な子会社を含む連結される子会社及び子法人等は121社、持分法適用会社は17社であります。

重要な業務提携の概況

1. 当行は、以下の金融機関と提携し、ATMの相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

都市銀行

株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行

信託銀行

中央三井信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社

その他

株式会社商工組合中央金庫、株式会社あおぞら銀行、三浦藤沢信用金庫

2. 当行は、株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATMの相互利用による現金入出金のサービスを行っております。

3. 当行は、株式会社セブン銀行と提携し、販売チャネルと商品・サービスの相互利用・協力に合意しており、ATMの相互利用による現金入出金のサービスを行うとともに、当行と株式会社セブン銀行による共同ATMコーナーを展開しております。

4. 当行は、以下の鉄道会社の駅構内に当行ATMを設置し、現金入出金のサービスを行っております。

東京地下鉄株式会社(東京メトロ)、近畿日本鉄道株式会社

加えて、JR名古屋駅、JR京都駅、JR三鷹駅にも当行ATMを設置し、現金入出金のサービスを行っております。

5. 当行は、ビザ・インターナショナルと提携し、海外のPLUSのATMによる現地通貨の現金出金サービスを行っております。

6. 当行は、連結子会社である株式会社アプラスと提携し、同社が発行するクレジットカード「新生VISAカード」の申込み取次ぎを行っております。また、平成20年6月からサービスを開始しております「新生銀行スマートローン」について、保証会社として同社と保証委託契約を締結しております。

7. 当行は、株式会社東和銀行と業務提携を行っております。

8. 当行は、ベトナムの金融持株会社Baoviet Holdings (バオベトホールディングス) と、ビジネスマッチング業務、融資・貿易金融関連業務、アドバイザー業務、資金運用商品の提供などの広範な業務について業務提携契約を締結しております。

9. 当行は、インドの金融機関YES BANK, Limited (イエスバンク) と、日本・インド間のクロスボーダーM&Aビジネスにおける連携強化を目的として、業務提携の覚書を締結しております。

10. 当行は、当行の持分法適用会社である台湾の金融持株会社、日盛金融控股股份有限公司 (Jih Sun Financial Holding Co., Ltd.) とビジネスマッチング業務、融資・貿易金融関連業務、アドバイザー業務や資金運用商品の提供などの広範な業務分野について、業務協調に関する覚書を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

イ. 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

ロ. 他の会社の事業の譲受けのうち重要なもの

該当事項はありません。

ハ. 他の会社の株主その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

当行グループのコンシューマーファイナンス業務の一層の業務効率化と収益性の向上を目的として、連結子会社である株式会社アプラスフィナンシャルの当行保有普通株式の全部を連結子会社である新生フィナンシャル株式会社に譲渡し、株式会社アプラスフィナンシャルを新生フィナンシャル株式会社の子会社とするグループ再編を以下のとおり実施いたしました。

譲渡契約日 平成22年12月20日

引渡し日 平成22年12月28日

譲渡前の保有株式数 1,446,036,284株 (当行保有割合 94.9%)

譲渡株式数 1,446,036,284株

譲渡後の保有株式数 0株

株式譲渡金額 660億円

株式譲渡に伴う特別損失 317億円

ニ. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の継承のうち重要なもの

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

イ. 当行は、平成22年9月に、当行が発行する既発劣後債（ユーロ建て期限付、ポンド建て永久）保有者に対する新発劣後債（ユーロ建て期限付）を対価とする交換募集を行い、3億4,700万ユーロの劣後債を海外にて新たに発行いたしました。また、交換募集に際して買い付けたユーロ建て期限付劣後債3億4,000万ユーロ、ポンド建て永久劣後債2,500万ポンドは消却いたしました。

ロ. 当行は、平成22年12月に、当行が議決権を100%保有する海外特別目的子会社であるShinsei Finance (Cayman) LimitedとShinsei Finance II (Cayman) Limitedが発行した米ドル建て優先出資証券の公開買付けを行い、合計10億7,200万米ドルを買い付け、消却いたしました。

ハ. 当行は、平成23年3月に、海外募集による普通株式の発行を実施いたしました。新規発行株式数は690,000,000株で、払込金額は718億円です。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
当麻茂樹	代表取締役社長	—	—
中村行男	代表取締役	—	—
J. クリストファー フラワーズ	取締役(社外)	J. C. フラワーズ社 会長 エンスターグループ 社外取締役 ケスラーグループ 社外取締役 フラワーズ・ナショナル銀行 会長	—
可児 滋	取締役(社外)	横浜商科大学 教授	—
松本 大	取締役(社外)	マネックスグループ株式会社 代表取締役会長兼社長 マネックス証券株式会社 代表取締役社長 株式会社東京証券取引所グループ 社外取締役 株式会社カカコム 社外取締役	—
高橋 弘幸	取締役(社外)	パナソニック株式会社 社外監査役 協和発酵キリン株式会社 社外監査役	—
渡部 晃	常勤監査役	—	—
志賀 こず江	監査役(社外)	弁護士 日本興亜損害保険株式会社 社外監査役 FXプライム株式会社 社外監査役 特種東海製紙株式会社 社外監査役 株式会社東横イン 社外取締役	—
田村 達也	監査役(社外)	株式会社グローバル経営研究所 代表取締役 特定非営利活動法人全国社外取締役ネットワーク 代表理事 株式会社オートバックスセブン 社外取締役 日本興亜損害保険株式会社 社外取締役	—

- (注) 1. 社外取締役 可児 滋、松本 大、高橋弘幸の各氏および社外監査役 志賀こず江、田村達也の各氏は、株式会社東京証券取引所に対して、独立役員届出書を提出しております。
2. 当行は執行役員制度を導入しており、平成23年3月31日現在の取締役兼務を含む執行役員員の人数は19名（平成23年3月末付退任6名を含む）となります。

(2) 会社役員に対する報酬等
当該年度にかかる役員報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等	摘 要
取 締 役	11名 (内 退任済み5名)	128百万円 (内 報酬以外の金額2百万円)	
執 行 役	17名 (内 退任済み17名)	149百万円 (内 報酬以外の金額8百万円)	
監 査 役	3名	30百万円 (内 報酬以外の金額1百万円)	
計	31名 (内 退任済み22名)	307百万円 (内 報酬以外の金額10百万円)	

- (注) 1. 上記区分においては、取締役兼執行役は執行役として分類し、また執行役を兼務する取締役に取締役としての報酬は支給しておりません。なお、執行役報酬に関しては、平成22年6月23日開催の第10期定時株主総会より当行が監査役会設置会社に移行したため、同日までの支給実績となります。
2. 取締役に対する業績連動報酬の支給はしていません。
3. 当事業年度は退職慰労金を支給していません。
4. 平成22年6月23日開催の第10期定時株主総会決議において、取締役の報酬等の限度額は、年額180百万円（うち社外取締役50百万円）、監査役報酬等の限度額は、年額60百万円と、決議いただいております。ただし、報酬等の限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼 職 そ の 他 の 状 況		銀行と当該他の法人等との関係
J. クリストファー フ ラ ワ ー ズ	J. C. フラワーズ社	会長 (業務執行者)	J. C. フラワーズ社が助言を行っているファンドの投資家が、同じく同社より助言を得ている当行主要株主への投資を通じて間接的に当行に投資しています。当行は同社が助言を行っているファンドに投資しています。同社が運営するファンドの一部につき、当行は同社と助言に関する取り決めを行っています。
	エンスターグループ	社外取締役	当行とエンスターグループは、それぞれ独立に共通の投資案件に参加しているものがあります。
	ケスラーグループ	社外取締役	ケスラーグループと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	フラワーズ・ナショナル銀行	会長	フラワーズ・ナショナル銀行と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
可 児 滋	横浜商科大学	教授	横浜商科大学と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
松 本 大	マネックスグループ株式会社	代表取締役 会長兼社長 (業務執行者)	マネックスグループ株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	マネックス証券株式会社	代表取締役社長 (業務執行者)	マネックス証券株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社東京証券取引所グループ	社外取締役	株式会社東京証券取引所グループと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社カカコム	社外取締役	株式会社カカコムと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
高 橋 弘 幸	パナソニック株式会社	社外監査役	パナソニック株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	協和発酵キリン株式会社	社外監査役	協和発酵キリン株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況		銀行と当該他の法人等との関係
志 賀 こず江	日本興亜損害保険株式会社	社外監査役	日本興亜損害保険株式会社は当行の一定の金融商品を保有しております。
	F Xプライム株式会社	社外監査役	F Xプライム株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	特種東海製紙株式会社	社外監査役	特種東海製紙株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社東横イン	社外取締役	株式会社東横インと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
田 村 達 也	株式会社グローバル経営研究所	代表取締役 (業務執行者)	株式会社グローバル経営研究所と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	特定非営利活動法人全国社外取締役ネットワーク	代表理事 (業務執行者)	特定非営利活動法人全国社外取締役ネットワークと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社オートバックスセブン	社外取締役	株式会社オートバックスセブンと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	日本興亜損害保険株式会社	社外取締役	日本興亜損害保険株式会社は当行の一定の金融商品を保有しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況①
J. クリストファー フラワーズ	社外取締役 10年 取締役(非常勤) 1年	当事業年度開催の取締役会13 回中11回出席	議案、審議全般において、金融に関する豊富な知識に基づき、必要な発言、助言を適宜行っております。
可児 滋	6年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13 回中全て、平成22年4月以降 同年定時株主総会までの監査 委員会4回中3回出席	専門分野であるリスク管理の観点から議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。
松本 大	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13 回中11回出席	金融に関する豊富な知識と経営者としての経験に基づき、議題全般において必要な発言を適宜行っております。
高橋 弘幸	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13 回中12回出席、平成22年4月 以降同年定時株主総会までの 監査委員会4回中全てに出席	他社社外監査役を含めた豊富な業務経験に基づき、議案、審議全般に関し、必要な発言、助言を行っております。
志賀 こず江	9ヶ月	平成22年6月就任後当事業年 度開催の取締役会11回中全て、 監査役会10回中全てに出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地、他社社外役員としての経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。
田村 達也	9ヶ月	平成22年6月就任後当事業年 度開催の取締役会11回中10回、 監査役会10回中全てに出席	他社社外取締役を含めた豊富な業務経験に基づき、議案、審議につき発言、助言を行っております。

氏名	取締役会における発言その他の活動状況②
J. クリストファー フラワーズ	<p>当行は平成22年6月30日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び銀行法に基づき、業務改善命令を受けました。これは、平成22年3月期の当行単体決算が、経営健全化計画の単体収益目標値を大幅に下回ったことによるものです。本命令を受けて、当行は、今後の経営戦略を明確にする業務改善計画を平成22年7月30日に金融庁宛て提出しました。これに先立つ平成22年7月21日の取締役会において、収益安定化やリスク管理、ガバナンス強化の重要性について認識を新たにした上で、業務改善計画の承認を行っております。各社外取締役はこの業務改善命令を受ける以前より取締役会を通じて収益力向上等について議論し、業務改善命令を受けた後も業務改善計画の着実な実行に資する監督活動を行うと共に当行収益基盤の更なる強化やリスク管理体制強化のために、取締役会において様々な観点から議論を行っております。また社外監査役は取締役会の取り組みを確認し、必要に応じ意見具申を行っております。</p>
可児 滋	
松本 大	
高橋 弘幸	
志賀 こず江	
田村 達也	

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
J. クリストファー フラワーズ 可 児 滋 松 本 大 高 橋 弘 幸 志 賀 こ ず 江 田 村 達 也	社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役および社外監査役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものです。

(4) 社外役員に対する報酬等

	支 給 人 数	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
社外役員 の報酬等の 総額等	11名 (内 退任済み 5名)	72百万円 (内 報酬以外の金額 2百万円)	—

(注) 上記報酬以外の金額2百万円は、過事業年度における職務執行の対価として当事業年度に費用計上した株価運動報酬関連費用となります。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 4,000,000千株
発行済株式の総数 2,750,346千株

(株式数にかかる注記)

株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

53,224名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
SATURN IV SUB LP (JPMCB 380111)	456,512千株	17.20%
預金保険機構	269,128千株	10.14%
株式会社整理回収機構	200,000千株	7.53%
MORGAN STANLEY & CO. INC	196,514千株	7.40%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	135,819千株	5.11%
SATURN JAPAN III SUB C.V. (JPMCB 380113)	129,462千株	4.87%
ASTYANAX CORPORATION 380098	81,933千株	3.08%
J. P. MORGAN CLEARING CORP - CLEARING	60,883千株	2.29%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	51,226千株	1.93%
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	48,248千株	1.81%

(大株主にかかる注記)

1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(96,427千株)を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. ASTYANAX CORPORATION 380098 名義の株式は、当行取締役である J. クリストファー フラワーズ氏が実質的に保有する株式として、当行が報告を受けている株式です。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	第1回新株予約権	第5回新株予約権
取締役会決議日	平成16年6月24日	平成17年6月24日
発行日	平成16年7月1日	平成17年6月27日
発行した新株予約権の数	9,455個	4,826個
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	21個/1名	4個/1名
社外取締役の保有状況	—	50個/2名
監査役の保有状況	5個/1名	—
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	普通株式 5,069,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 2,329,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の 1株当たり払込金額	684円	601円
新株予約権を行使するこ とができる期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ② 新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個に切り上げる）に限って権利を行使することができる。 ③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ④ その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び各回上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ② 新株予約権者は平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第7回新株予約権	第13回新株予約権
取締役会決議日	平成17年6月24日	平成18年5月23日
発行日	平成17年6月27日	平成18年5月25日
発行した新株予約権の数	1,255個	5,342個
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	2個 / 1名	4個 / 1名
社外取締役の保有状況	—	50個 / 2名
監査役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 506,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 2,390,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	601円	825円
新株予約権を行使することができる期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日	平成20年6月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第15回新株予約権	第17回新株予約権
取締役会決議日	平成18年5月23日	平成19年5月9日
発行日	平成18年5月25日	平成19年5月25日
発行した新株予約権の数	1,439個	3,306個
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	2個/1名	—
社外取締役の保有状況	—	30個/3名
監査役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 532,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 1,408,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	825円	555円
新株予約権を行使することができる期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日	平成21年6月1日から平成29年5月8日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

第20回新株予約権	
取締役会決議日	平成20年5月14日
発行日	平成20年5月30日
発行した新株予約権の数	2,830個
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	—
社外取締役の保有状況	30個／3名
監査役の保有状況	—
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	普通株式 1,423,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の 1株当たり払込金額	416円
新株予約権を行使するこ とができる期間	平成22年6月1日から平成30年5月13日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行

- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

名称	当該事業年度に係る報酬等（百万円）	その他
有限責任監査法人 トーマツ	監査証明業務	460
	監査証明業務以外の業務	7
	報酬等計	467

- (注) 1. 業務執行社員は手塚仙夫氏、石塚雅博氏、松本繁彦氏の3名です。
 2. 「監査証明業務」とは公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。
 3. 当行及び当行子会社及び子法人等の会計監査人への当該事業年度に係る報酬等は以下のとおりです。

当該事業年度に係る報酬等（百万円）		
	監査証明業務	816
	監査証明業務以外の業務	14
	報酬等計	831

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の規定のいずれかに該当すると認める場合は、会計監査人の解任を検討いたします。また、取締役会は、会計監査人が適正に業務を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意または請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

ロ. 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行定款第36条に定める会社法第459条第1項の規定により取締役会に与えられた権限の行使に関しましては、財務の健全性・安定性・効率性を勘案しつつ、柔軟かつ機動的な資本政策実施の観点から行使して行く方針であります。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき取締役会が決議すべき業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）について、当行では、「内部統制規程」およびその関連規程等に詳細を定め、取締役会において決議しており、業務執行取締役および執行役員は自らの所管業務に対する内部統制システムの構築・運用義務を負うとともに、全業務執行取締役、執行役員および従業員がこれに従うことを義務付けております。さらに、取締役会において定期的に内部統制システムの整備状況の確認と内部統制システム構築について基本方針の決定を行うこととしております。その概略は以下のとおりです。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）
 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、当行は「新生銀行行動規範」を定めており、個々の役職員全員が遵守すべきものとしております。
 「新生銀行行動規範」においては、法規および社内手続に違反した場合などに解雇を含む懲戒処分の可能性につき規定され、役職員に対し法規および社内手続に違反した場合の速やかな報告義務を課しております。またすべての役職員に対し、本規範を理解し遵守することを書面等で定期的に誓約・確約することを義務付けております。
 この規範の下、必要に応じた社内手続を設け、役職員の行動を詳細に規制しております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
 取締役の職務の執行にかかる情報については、その保存媒体に応じ漏洩等のないよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとし、監査役の請求に応じて随時提供することとしております。そのほか、取締役および従業員

の職務執行に関する情報については当行が定めた「情報セキュリティポリシー」に従い、管理することとしております。

「情報セキュリティポリシー」では、情報を重要な資産と認識し、情報資産を適切に管理・保護することとしております。また、情報セキュリティを、情報資産をその特性に応じて適切に管理し、機密性・完全性・可用性を確保・維持することと定義し、これを実現することを目的とし、法令の遵守、必要最小限の開示原則に基づいたアクセス権限の付与、必要な体制の構築・運用、情報資産の分類・管理の実施および教育・訓練の実施等に関して規定しております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

損失の危険の管理のため、当行は「新生銀行リスクマネジメントポリシー」を定め、同ポリシーに沿ったリスク管理体制を構築しております。

「新生銀行リスクマネジメントポリシー」では、当行および当行グループが抱えるリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針を定めており、そのリスク管理は「マクロアプローチ」（経営機関による資本・資源の配分と評価）と、「規格化された業務管理フレームワーク」（段階的に分散化されたリスク取得承認プロセス）の融合により実践する体制としております。具体的な「業務管理フレームワーク」として、①信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーションリスク、投資リスクといったリスクの属性区分、②リスクポリシー委員会、複合リスク案件委員会、クレジット委員会、債権管理委員会、ALM委員会、市場リスク管理委員会、新規事業・商品委員会といったリスクに応じた各種委員会組織の組成・目的・使命・機能、および③リスク管理部門の機能・役割と責任等を規定しております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

当行業務執行取締役および執行役員は、「業務執行規程」に従い、日々の業務執行を行うこととしております。

「業務執行規程」には、業務執行取締役および執行役員の選任・解任の基準のほか、法令等の遵守、善管注意義務・忠実義務、競業禁止義務、利益相反行為の禁止、取締役会への報告義務、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある場合の対応、職務執行にかかる情報の保存および管理、さらに業務執行取締役および執行役員の職務権限と責任など取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基本的な事項を規定しております。

- (5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

当行全体の経営方針やビジネスプランおよびリスク管理やコンプライアンス態勢と整合性を持った業務運営を確保するため、各子会社・関連会社の主管部を定め、主管部が各子会社・関連会社の経営全般の指導・管理を行う体制を構築しております。そのほか、当行の子会社・関連会社の経営指導・管理は当行の「子会社・関連会社ポリシー」に従って行われます。

「子会社・関連会社ポリシー」は①子会社・関連会社の自主性の発揮をサポートすると同時に当行全体の戦略や方向性と整合性確保、②当行と同レベルのリスク管理や事務の実行の指導、③子会社・関連会社としてのファイアウォール等を含めた規制やコンプライアンスの遵守、レビューの維持、適切な内部統制の確立という子会社・関連会社の管理の3つの責務を明示し、当行グループ価値の極大化を図ることをその目的とし、主管部をはじめ行内の関連各部署の役割と責任、子会社・関連会社の責務、子会社・関連会社にかかわる当行役職員の責務、その他当行役職員の責務等、子会社・関連会社の経営指導・管理に関して規定しております。

- (6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）

当行は、監査役がその職務を補助すべき従業員の設置を求めた場合、監査役を補助するために監査役室を設置し、同室所属の従業員を監査役の職務を補助すべき使用人（「職務補助者」）として定めております。職務補助者は監査役にその業務の結果を報告する義務を負うものとしております。

- (7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）

監査役室は、監査役に直接報告を行っており各取締役およびその業務ラインからは独立した組織として設置されております。また職務補助者の任命・解雇・配転および人事異動等雇用に関する重要事項については予め監査役会の同意を得ることとしております。職務補助者の賃金等の改定も予め監査役会の同意を得ることとしております。このように、監査役の職務を補助すべき使用人について取締役からの独立性を確保しております。

- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

取締役および従業員は、監査役に対して、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該事実に関する事項、そのほか取締役会又は監査役会が定める事項を遅滞なく、報告することとしています。かかる報告については、原則として書面により行われるものとしています。そして、監査役室は、監査役からの命令に従い、上記報告をなした取締役又は従業員から事情を聴取することとしております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）
取締役および従業員は、監査役の監査に対して協力し、これを妨げるような行為をしてはならないとされているほか、監査役は必要に応じ、法律上認められる範囲内に限って当行の費用において行外の専門家を利用することができることとしております。

(10) その他

当行では、取締役会で決議された「企業倫理憲章」の中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然かつ断固とした態度をもって対応し、その不当な介入を常に妨げるとともに速やかに排除することを宣言しております。

以上の内部統制システムの実効性を検証するために、監査部は当行が定める「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を取締役社長および監査役会に対して報告することとしております。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用が可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成23年6月21日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417（午前9時～午後9時）

<用紙の請求等、その他のご照会> ☎ 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

以上

会場ご案内図

会 場 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル YUITO 6階
野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール

- 最寄り駅
- ・地下鉄－東京メトロ 銀座線・半蔵門線 三越前駅（A9出口直結）徒歩約1分
 - ・地下鉄－東京メトロ 半蔵門線（B4出口）徒歩約5分
 - ・地下鉄－東京メトロ 銀座線・東西線 日本橋駅（B11出口）徒歩約7分
 - ・JR線－総武本線 新日本橋駅（1番出口）徒歩約1分
 - ・JR線－各線 神田駅（南口）徒歩約7分

